

# 法人の寄付金特別損金算入 法人税等

この法人への  
寄付が対象

認定NPO法人  
NPO法人 ※

特例認定NPO法人  
一般社団・財団法人

公益社団・財団法人  
学校法人

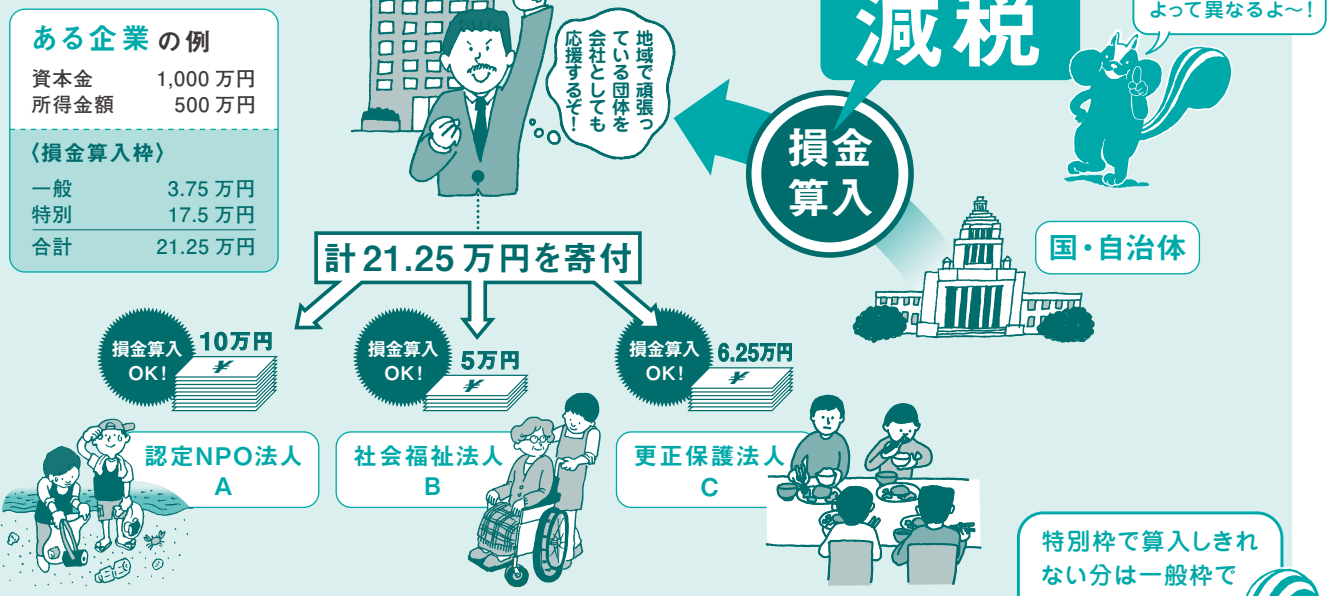
社会福祉法人  
更正保護法人

※NPO法人や一般社団・財団法人への寄付も「一般枠」の範囲では損金算入できます。

## 企業の社会貢献を応援!

- ポイント**
- 法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が、通常の約3～5倍に。
  - 一般枠と特別枠の合計額まで損金にできる。
  - 営利法人に限らず、NPOなど非営利法人も利用可能。

### 【寄付金損金算入のしくみ】



### 【損金算入限度額の計算式・試算例】

	資本金等がある法人(会社・組合等) 例) 資本金: 1,000万 所得金額: 500万	資本金等がない法人(NPO法人等) 例) 所得金額: 500万
一般枠	$\left( \text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$ $(1,000万 \times 0.25\% + 500万 \times 2.5\%) \times \frac{1}{4} = 3.75万$	$\text{所得金額} \times 1.25\%$ $500万 \times 1.25\% = 6.25万$
特別枠	$\left( \text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$ $(1,000万 \times 0.375\% + 500万 \times 6.25\%) \times \frac{1}{2} = 17.5万$	$\text{所得金額} \times 6.25\%$ $500万 \times 6.25\% = 31.25万$
合計	21.25万	37.5万



認定NPO法人等への寄付金は、一般枠と特別枠を合わせて年間まで合計21.25万円まで損金算入できるようになります!

一般枠＋特別枠をフル活用!

別表の記載も  
難しくないよ!



## はじめての寄付金特別損金算入



### 1. 認定・特例認定NPO法人に寄付し、領収書をもらう

申告時に領収書等の添付は不要ですが、保管しておく必要があります。

※決算・申告期限までに届かない場合は団体に問い合わせましょう。



### 2. 法人税の確定申告で「別表十四(二)」に記載

「別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書」に記載が必要です。

認定・特例認定NPO法人への寄付金は、

《特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細》の欄で、

領収書から以下の項目を転記します。

- ・寄附した日
- ・寄附先(団体名称)
- ・所在地(団体住所)
- ・寄附金の使途
- ・寄附金額

その他、別表の必要事項を記入します。

この欄

### 3. 「適用額明細書」も忘れず記載

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(租特透明化法)」に基づく「適用額明細書」にも記載が必要です。忘れないようにしてください。

### 4. 特別損金算入枠が適用され法人税が最大約3割軽減!



認定NPO法人は社会的信頼性も  
透明性も高いから安心して寄付できるね!

#### 条件・注意点

- 特別損金算入の利用には、法人税の確定申告で「寄附金の損金算入に関する明細書」別表十四(二)の記載と、領収書等の保管が必要です。
- 個人の確定申告は時期が決まっていますが、法人はそれぞれの事業年度(決算期)によって法人税の申告期限が異なります。領収書等は早めに送りましょう。
- 個人からの寄付と同様に、寄付金受領日は団体に入金された日です。
- 損金算入限度額の正確な数字は、決算後(所得金額確定後)でないとわかりません。

発行日: 2017年6月1日

発行者: 認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
TEL: 03-5439-4021 Eメール: npoweb@abelia.ocn.ne.jp  
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン: 佐藤真喜子

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

お問い合わせ先

Blank area for contact information.